

**祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク映像コンテンツ制作・メディア活用業務委託
プロポーザル実施要領**

1. 業務の目的

令和9年度の祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録10周年は、これまでの歩みや成果を「見える化」し、地域資源や住民活動の魅力を効果的に発信する絶好の機会である。これを契機として、3市町（延岡市、高千穂町、日之影町）の地域活動団体、ユネスコスクール・連携校、企業、行政等が協働し、地域の魅力や未来について考え、地域内外に効果的な情報発信を行う。

本業務では、地域活動団体等への取材・撮影を行い、地域の魅力や営み、活動の価値を伝える映像コンテンツを制作し、幅広い世代へリーチ可能な各種メディアで発信することで、ユネスコエコパークの認知度向上、各地域の魅力度向上、滞在型の利用促進及び継続的な関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域住民や地域内外の方々の理解・共感を深め、活動への参加や支援、次世代への継承を促すことにより持続可能な地域づくりにつなげることを目的とする。

本業務は3市町で協働して実施することを前提としていることから、企画提案に当たっては、事業全体を踏まえた内容とすること。なお、本プロポーザルは、3市町全体の事業に係る契約を一括して行うものではなく、延岡市の業務に係る受託候補者を選定するために実施するものである。

2. 業務の概要

（1）名称

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク映像コンテンツ制作・メディア活用業務委託

（2）内容

別紙『祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク映像コンテンツ制作・メディア活用業務委託企画提案仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

（4）見積限度額

4,715,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本プロポーザルの見積限度額は、延岡市が契約する業務に係る金額とする。ただし、契約額については、受託候補者との協議等を踏まえ、延岡市の予算の範囲内で決定する。

なお、本業務は宮崎県の未来を創る地域づくり支援事業（広域連携型）の採択を受けて実施するものであり、3市町全体の事業費（計画額）は900万円を予定しており、延岡市（11団体：4,715千円）、高千穂町（6団体：2,571千円）及び日之影町（4団体：

1,714 千円) の地域活動団体等の数 (計 21 団体) に応じて按分するものとする。

3. 実施スケジュール (予定)

項目	日程
① 公募開始	令和 8 年 10 月 21 日 (水)
② 質問書の受付期限	令和 8 年 10 月 30 日 (金)
③ 参加申込書類の提出期限	令和 8 年 11 月 4 日 (水)
④ 参加資格審査結果通知	令和 8 年 11 月 6 日 (金) までに発送
⑥ 企画提案書の提出期限	令和 8 年 11 月 12 日 (木)
⑥ プレゼンテーション審査	令和 8 年 11 月 17 日 (火) ~ 11 月 20 日 (金) 頃予定 ※具体的な日程等は、後日連絡
⑦ 審査結果通知	令和 8 年 11 月下旬 (予定)
⑧ 契約相手方との最終協議 (仕様書の確定)	令和 8 年 11 月下旬までに完了 (予定)
⑨ 契約締結	令和 8 年 12 月 1 日 (火) 予定

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 宮崎県内に本社又は支店を有するもの。
- ② 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- ④ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 民事執行法 (昭和 54 年法律第 4 号) の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税、その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- ⑦ 民事保全法 (平成元年法律第 91 号) に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- ⑧ 国税及び延岡市税を滞納していないこと。
- ⑨ 法人等にあつては役員等 (個人にあつてはその者) が延岡市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 22 号) 第 2 条第 1 項に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑩ 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 18 年告示第 63 号) に基づく指名停止を受けている者でない

こと。

- ⑪ 令和３年度以降において、国や地方自治体又はその他の公共団体との間で類似業務の実績があること。

５．参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記要領により関係書類を提出すること。

（１）事務局（問合せ先）

- ・所在地 〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路２番地１
- ・担当部署 延岡市 総合政策部 地域政策課 地域・離島振興係
- ・TEL 0982-22-7039（直通）
- ・FAX 0982-22-7090
- ・E-mail chiiki-s@city.nobeoka.miyazaki.jp

（２）提出書類

必要資料は延岡市ホームページからダウンロードすること。

提出書類	様式等		提出部数
参加申込書類	①	プロポーザル参加申込書（様式１号）	１部 持参・郵送での提出の際はホチキス留めではなく、クリップ等を使用すること。
	②	会社概要（様式２号）	
	③	業務実施体制兼業務実施体制調書（様式３号）	
	④	暴力団等の排除に関する誓約書（様式４号）	
	⑤	登記簿謄本	
	⑥	国税及び延岡市税について滞納がないことを証する書類（延岡市内に本社、支店がない事業者は国税の滞納がないことを証する書類のみ）	
	⑦	様式２の本件と類似した業務実績の内容が確認できる書類（契約書、仕様書及び当該業務が完了したことを証明する書類）の写し又は発注者証明（様式５号）	
	⑧	過去２年分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類）の写し	

（３）参加申込書類の記載に関する留意事項

- ・登記簿謄本については、企業の場合は商業登記簿謄本の写し、個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控えの写し、その他の法人及び団体は定款その他の規約の写し、又はこれらの事項を証明するもの。
- ・登記簿謄本及び国税及び住所又は所在地である市町村税について滞納がないことを証する書類は、令和８年４月１日以降に発行されたもの（写し可）に限る。
- ・様式規格はＡ４規格とする。

- ・文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。
- ・様式 2 号内の「本件と類似した業務実績」は、令和 3 年 4 月 1 日以降において、元請として受注した実績を記載すること。
- ・様式 3 号内の「業務実施体制」には、本業務遂行にあたり必要と思われる担当者の業務別配置計画等を記載すること。

（４）提出方法

書面を持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により、（１）の事務局（以下単に「事務局」という。）宛てに提出すること。

（５）提出期限

令和 8 年 11 月 4 日（水）

- ① 持参の場合 土曜日、日曜日及び祝日を除く日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付
- ② 郵送の場合 期日必着

（６）参加資格の審査及び通知

参加申込書等の内容を基に本プロポーザルの参加資格審査を行い、令和 8 年 11 月 6 日（金）までに参加資格審査の結果やプレゼンテーション審査の詳細等を電子メール及び書面にて通知する。

6. 質問及び回答の手続き

本プロポーザルに関する質問は、下記要領により事務局へ提出すること。

（１）提出書類

質問書（様式 6 号）

（２）提出方法

電子メールにて提出し、提出後は事務局へメール受信確認の電話連絡を行うこと。

（３）提出期限

令和 8 年 10 月 30 日（金）17 時 15 分まで

（４）質問書の回答

随時、市ホームページで公表（質問者は非公表）する。

7. 企画提案に係る書類提出の手続き

本プロポーザルに関する提案書等は、下記要領により事務局へ提出すること。

（１）提出書類（以下「企画提案書等」という。）

提出書類	様式等		提出部数等
企画提案書等	様式 7 号	企画提案書（表紙）	原本 1 部（クリップ留め） 写し 5 部（ホッチキス留め）
	様式 8 号	提案見積書	
	任意様式	企画提案書	

(2) 提出方法

書面を持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

(3) 提出期限

令和8年11月12日（木）

- ① 持参の場合 土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時30分から17時15分まで受付
- ② 郵送の場合 期日必着

(4) 留意事項

《企画提案書について》

企画提案書の様式は任意様式とし、以下の点を記載すること。

- ・仕様書を踏まえたうえで、下表の項目ごとに提案内容を記載すること。ただし、匿名での審査とするため、事業者名や所属する個人が特定されるような記載は行わないこと。
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記載すること。
- ・専門的な知識を有していなくても評価が可能な企画提案書を作成すること。やむを得ず専門用語を使用する場合は、脚注を付記するなど、一般に理解しやすいものとする。

番号	項目	記載内容
1	映像コンテンツ等（企画）	・ Aタイプ（15秒CM：3本）、Bタイプ（90秒動画：4本、15秒CM：11本）の制作について、企画の狙い、コンセプト及び企画のポイント等を記載すること。
2	映像コンテンツ等（絵コンテ）	・ Aタイプ（15秒CM：3本）、Bタイプ（90秒動画：4本、15秒CM：11本）の絵コンテを記載すること。様式自由。（カラー印刷） ・ 企画提案数：1案
3	テレビ放送計画	・ 放送局、放送本数、放送時間帯（Aタイム〇本、Sタイム〇本など）を記載すること。 ・ パブリシティの提案がある場合は、想定される番組名や放送時間、内容（出演 or 原稿読みなど）を記載すること。
4	スケジュール	・ 契約日からテレビ放送までのスケジュールを記載すること。 ・ スケジュールの作成に当たっては、企画案の打ち合わせや検討時間も考慮すること。また、撮影、編集などの作業日の目途を記載すること。

《応募について》

- ・ 企画提案書等の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- ・ 虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とする。
- ・ 参加資格要件を満たさない者又は委託業者を選定するまでの間に、本要領「4 参加資

格要件」を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。

- ・企画提案書等の作成及び提出に係る費用など本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

8. 審査方法・基準

審査は、延岡市が設置する「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク映像コンテンツ制作・メディア活用業務委託プロポーザル審査委員会（以下『審査委員会』という）」において、提出された企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を審査する。なお日程は、令和8年11月17日（火）から11月20日（金）頃を予定しており、具体的な日程等を別途通知する。

（1）審査方法

提出された企画提案書及び提案見積書等、プレゼンテーションの内容をもとに最も優れた提案者を選定する。なお、プレゼンテーションは対面のみとする。

プレゼンテーション審査の流れは以下のとおり

① プレゼンテーション

- ・提案者は、審査委員会において、事前に提出した企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を行う
- ・審査委員は「審査基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、評価を行う。
- ・プレゼンテーションの時間は、提案者ごとに20分以内とし、質疑応答の時間はプレゼンテーション終了後、10分程度とする。
- ・提案者はモニターを使用したプレゼンテーションも可能とし、モニターで必要に応じて動画（絵コンテの内容・イメージを映像にしたもの、これまで制作した映像等）の上映も可能とする。パソコンとモニターについては審査委員会にて準備することとする。モニター等使用する場合は事前に連絡すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、審査委員会事務局以外の職員によるくじ引きにより決定し、事前に参加者に通知する。

② 点数集計

- ・プレゼンテーション審査の終了後、事務局は各審査委員の評価に基づき採点結果を集計し、その結果を審査委員会に提出する。

③ 決定

- ・審査委員会は、集計結果をもとに、最も高い評点を得た提案者を、受託候補者として決定する。

※審査委員会における業者名の特定の防止について

審査委員会におけるプレゼンテーションにおいては、選考の公平性を確保するため、業者名（社名）が特定されるような説明や資料（動画を含む）の作成は行わないようにすること。

(2) 審査基準

① CMの企画内容（配点：60点）

- (i) 業務目的や趣旨を理解し、企画コンセプトが明確に示されているか。
- (ii) 発想やアイデア、演出が優れているか。
- (iii) 地域内外の方の関心や共感につながる内容となっているか。
- (iv) 映像全体の構成やバランスが適切であるか。

② 放送計画内容（配点：35点）

- (i) 効果的かつ効率的な放送本数・時間帯の計画がなされているか。
- (ii) パブリシティの提案と、その企画力や放送効果が見込めるか。

③ 提案額（配点：5点）

- (i) 提案限度額の範囲内で少しでも低額となっているか。

(3) 特記事項

- ① 審査基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者を選定する。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。
- ② 最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、審査委員会において協議の上で業務委託候補者を選定する。
- ③ 提案者が1者のみである場合でも、審査委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- ④ 審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ⑤ 提案者が無い場合又は提案者はあるが最低基準点を超える提案者が無い場合は、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- ⑥ 審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。なお、審査及び審査結果に関する質問には応じない。

9. プロポーザル審査結果の通知及び公表

プロポーザル審査結果については、審査から概ね7日以内にプレゼンテーション参加事業者に対して電子メール及び書面にて通知するとともに、市ホームページで公表する。

10. 契約に関する事項

- ① 仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に、業務内容及び経費等について改めて協議の上、契約の手続きを行う。なお、受託候補者が参加資格要件を満たさないことが判明した場合、又は、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、審査結果が次点の者を受託候補者とする。
- ② 契約保証金については、延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条の定めによる。

- ③ 契約代金の支払いは、精算払いとする。
- ④ 本業務で作成された成果物の所有権や著作権は、制作した CM を除き発注者に帰属する。
- ⑤ 本業務の第三者へ再委託は原則として禁止する。ただし、延岡市長の承認を受けた場合はこの限りではない。
- ⑥ 本プロポーザルでは、延岡市の受託候補者を選定するものである。高千穂町及び日之影町がそれぞれの予算その他必要な手続きを経た上で、個別に契約を行うため、予算その他の事情により契約を締結しない場合がある。

11. その他

- ① 厳正を期するため、公募開始から受託候補者決定までの期間、本案件の審査作業に影響を与える可能性のある一切の営業活動を禁止する。
- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 提出された書類の訂正、差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ④ 提出された書類は、審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- ⑤ 企画提案書等は、延岡市情報公開条例（平成 11 年条例第 25 号）に基づく行政文書となるため、情報開示請求により開示される場合がある。ただし、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある。
- ⑥ プロポーザル参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- ⑦ 参加申込書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式第 9 号）を紙媒体で持参又は郵送（普通郵便も可とする。）により事務局へ提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。